



「裁判員制度」、の勉強会を終えて、不安いっぱい!

副理事長 永野 修



最近テレビ放送や新聞紙上でこの裁判員制度についてしばしば報じられ裁判員という言葉は耳には馴染んでおりますが、その制度に関しては具体的に頭に入っているかといえ入

っていないというのが実情でした。今回の勉強会では、講師の仲田検事正の丁寧かつ平易な言葉による説明により、裁判員の選任から刑事事件の審理への出席、評議、評決をへて裁判長の判決宣告までの概要はよく理解できたと思っております。

この勉強会に参加された方々にとっても、講師の派遣等に協力していただいた検察庁関係者にも意義ある会であったと確信しております。

さて、一市民として勉強会を終えての感想等を述べてみたいと思います。この裁判員制度の説明、解説を聞いているうちに、不安や懸念が次々へと湧いてきましたが、もし私が裁判員に選任されれば、まず辞退を考えることになるでしょう。なぜかといえば裁判員制度にいくつかの疑問、不安を感じたからです。次にその疑問、不安を挙げてみたいと思います。

第一に、公正な判断および決定ができるか、私には自信がありません。現在の裁判制度では、裁判官は「法律に関する知識」や「刑事裁判の手続き」等について熟知し、法律や過去の判例に準拠した上で良心に従い判決を宣告しているのでしょうか。しかし、裁判員に選任され公判に参加しても法律に関し知識の皆無の者が何をよどこに量刑を決定すればいいのかは「常識」をもって判断すればいいというお話でありましたが、私の六十年の人生には刑事裁判においていかなる量刑が妥当かというような人生経験、知識、常識はもち合わせておりません。たしかに、重大事件の判決が新聞紙上で報道された折、量刑が軽すぎると思われることもありますが、だからといって自分に量刑を判断決定する能力、常識を備えているとは思えません。合議制とはいえ懲役一年、二年の区別をつける、そんな常識を私は所持しておりません。それゆえ公正かつ公平でなければならない裁判に参加する自信がまったく持てないのです。そのうえ、裁判員六人全員がこのような不安をもって公判に臨めば公正な裁判は覚束ないのではないのでしょうか。

第二に、これも公正な裁判についてですが、現在公判では弁護側、検察側も膨大な資料法廷内に持ち込んでいるようですが、裁判員は事前にこの資料を読破する必要はないのか、必要ないということでしたが、やはり疑問は残ります。あの膨大な資料を短時間のうちに関係者が裁判員に理解、納得できる説明が可能なのか、また、裁判

官と裁判員が十分に話しあいながら評議を進めるということですが、その裁判官との話し合いにも懸念が生じるのです。裁判官の説明、助言に予断が入らないのか、法律の知識を持たない裁判員の判断を大きく左右することになりはしないのか、やはりそこにも裁判員の参加する裁判に公正さの点で不安を持たざるを得ないのです。

第三には、裁判員に選任されると特別な理由がない限り辞退できないということですが、これにも非常に疑問を持つものです。職業選択の自由ならびにすべて国民は勤労の権利を有し、義務を負うと憲法に謳われていますが、仕事を強制的に休まさせられるのは憲法に触れるのではないのか、また勤労の権利は日本国民としての基本的権利でもあると考えるのがいかがでしょうか。

最後に、裁判員やその親族の安全は確保、保証はされるのか。講師のお話によると裁判官が襲われたことが過去一件記憶にあるだけで経験上、安全上の問題はまずないということですが、高知県出身の弁護士の奥さんが逆恨みにより殺害された事件もありました。この弁護士の刑事事件の被害者およびその親族の権利を求める活動はひろく世に知られております。また今夏、乳児が刺殺されるなどした事件で、名古屋地裁で公判中に証人として出廷した女性が被告人に殴打され負傷する事態が発生しております。私でさえ、報復と思われる事件がこれだけ頭に浮かびますが、実際はかなりの数になるのではと推測しております。裁判員やその親族に対し、威迫行為した者を処罰する規定が設けられても、安全に対する不安はけっして霧消するものではありません。この点に関しても懸念するわけです。

以上により、私は裁判員に選任されでも消極的にならざるをえないのです。

今後、この裁判員制度導入のあたり関係当局は制度の仕組みの説明は当然重要ですが、やはり国民、市民の疑問、不安等を丁寧に解消していく努力が一番必要ではないかと、勉強会に参加してまっさきに感じましたが、これは私だけではないと思います。



聞こう、話そう、考えよう 「裁判員制度全国フォーラム in 高知」が11月19日(土)(午後1時30分~同4時)に高知新聞社などの主催で高知商工会館にて開催されます。詳細は10月28日(金)の高知新聞(6版)か電話088-825-4031で。

テーマ：「子どもの生活態度 (遊び、学習、しつけ等)」



講師：中西 稔(特別養護老人ホーム「はるの若菜荘」施設長(元希望が丘学園園長))

平成17年10月21日、教育センター分館にて

(中西先生講演要旨)

新聞紙上に、子どもの事件が載らない日は無い位、社会を震撼するような事件が、毎日のように報道されている。

一般的には、事件の内容のみに目が行き、その事件の背景や、なぜその子どもが大変な事件の当事者になるのか、その子を育てた親については、あまり注目されていない。そして、今までは、問題を起こした子どもへの対応はして来ましたが、問題を起こす可能性のある子どもに、事前に対応して、「事件の予防」は出来ないかを考えてきただろうか。

方法はいろいろ考えられるが、その一つとして、高齢者と子どもの交流の場を設けることが、有効であると感じ老人ホームで実践したことがある。

その結果、引きこもりの強い中学生が週に1回半日程度、老人ホームでボランティアを3～4ヶ月した事から、学校に行くことができはじめ、今は高校を卒業したケースや、小学生で本読みの時は何時も緊張して、間違えたり、読めなくなるなど苦手であった子が、総合学習で老人ホームの利用者の前で「本読み」を体験することで、「読み終えた時、おじいちゃん、おばあちゃんが拍手をし『よかった、よかった』とほめてくれたので自信ができました。」と作文に書いているなど、確実に成果を感じました。当然のことであるが、老人ホームの利用者が元気になり、喜んでいる事は言うに及びません。県下には老人ホームは70ヶ所あり、その各々の施設が1人～2人の子供を受け入れるだけでも相当数の問題行動を持つ子どものケアに期待ができます。積極的に活用したいと思いますが、如何でしょうか。

問題を起こす子どもたちを正しく理解するために、特徴を整理すると、①善悪の判断が出来ない、②人を信じる事が出来ない、③自分のことを言葉で表現出来ないなどが考えられます。なぜ、そのように成ったかについては、いろいろの説はある。家庭機能の崩壊と地域連携の希薄さが先ず考えられましょう。また「子供の問題は、親の問題、地域の問題」として捉える必要があると思います。今、施設

では児童の指導と共に、親の指導に力を入れています。従来は家庭との連絡は問題の有る時にしていた為、施設からの電話は恐怖の電話に感じられていたといえます。今は、夜間などに日常的に電話をし、子どもの普通の姿や成長した様子などを知らせていると、親も関心を持ち始め、面会などに来る回数が多くなり、親が少しでも子どもに寄り添う姿勢が見え出すと、子どもの行動が大きく変化し始めるようです。しかし、親の考えを変えることは困難を伴い、不可能なことも多いと思います。判断のポイントは、①親を変えられる可能性が有るか、②子ども自身が成長し親を超えられないか、③①と②が無理なときは親子の切り離しを考えるなど、どの方法で対応するかその見極めが大切です。

最近の少年事件の中に、突然、親や友達を殺したり、暴力を振るうなどの大事件を起こす子どもが増えています。この子ども達は、普段はおとなしく、優秀で、無表情な外は、特に問題点を感じることも無い子ども達であり、そして、その子どもの家庭は、傍目には問題の無いような家庭で、父母の職業は、高学歴、安定職業の公務員、先生、有名企業の社員、看護師など中流と思われる家庭の子どもに起きているのが特徴です。新しいタイプの問題行動児の出現です。この子ども達は、「失感情症」と呼ばれ、幼少期から命令的、押さえ込みの養育により、喜怒哀楽の感情すら出すことが出来ない子どもに成長しています。日常的にストレスを溜め込み、ある日突然、爆発的な行動に移すため周囲のものは、予期しない行動に戸惑いを隠せない状態です。県下にも多くの症例があり、今後の児童問題の課題だと思います。

(文責：廣瀬)

早期英語教育研究会報告

那須恒夫先生(高知大学教育学部教授(英語教育))を座長にお願いして、イメージ方式などの問題を学習してきた早期英語研究会は、今年は「日本の家庭でできる早期英語教育」をテーマに取り組んでいます。



10月1日(土曜)午前10時より高知県教育センター一分館で開催された研究会では、いち早く小学校で英語を必須科目とした韓国の取り組みを那須先生がビデオで紹介。その後、川村効子先生(川村英語塾代表)が四十年の経験をふまえて問題を提起し、家庭学習に有効なアメリカの教育玩具やゲームなどを紹介しました。

(那須先生講演要旨)

子どものバイリンガルの問題は、移住者の母国語の保持要望から始まりましたが、国際結婚の家庭で両親のどちらかの母国語を保持したいという願いや、子どもに国際語としての英語を身につけさせたいという教育的な願いに至るまで、さまざまな状況の中で関心の的となっています。

◆子どものバイリンガル度に影響を与える要因

子どものバイリンガル能力育成に影響を与える要因として、子ども本人に関わるものは言語適性、年齢、言語や言語学習に対する態度などがあります。また環境に関わる要因としては、家庭の中での言語使用頻度、その他ゲームや歌、テレビの日常活動を通して英語にどれだけ触れているか。また家族の教育方針、学校環境、放課後の語学学校通学なども、バイリンガル度に影響する要因と考えられています。

◆子どもをバイリンガルに育てるためのアドバイス

(1) バイリンガルの子どもの育てるため親の注意すべきこと

子どもが十分にバイリンガルになるためには、二つの言語で多くの刺激を与える言語経験(聞き、話し、読み、書き)を持つ必要があります。

また子どもが、そうした言語経験をもつことの喜びや目的をもつことが大切でしょう。そうするためには、親の動機付けや積極的な態度、遠い目標を達成するためのかなりの忍耐、早急に結果を期待しないことなどが求められます。

(2) 家庭で両親が外国語を教える場合に注意すべきこと

両親と子どもとの間でのコミュニケーションによる相互活動が必要といえます。いつも物語や歌を聞くことより、むしろ役割練習を用いて、子どもに物語を話すように求める興味深い質問をすることの方が望ましく、子どもを主体とした言葉を持つことが大切でしょう。

言葉は、あまり複雑すぎないように、子どもの言葉を広げていく方向で指導してみてください。Yes / No で答えられる質問ではなく、いろいろな答えが考えられる質問をする。子どもが言おうとすることに対して大いに激励し、ほめる。子どもの言うことをよく聞く。ジェスチャーを含めて、意味を伝えたり、記憶を助けるために、単語とモノを結びつけることも大切でしょう。子どもの言語技能は絶えず変化するというのも、忘れないで下さい。

(3) 第二言語を習得することは母国語の発達に悪い影響を与えるか?

答えはノーです。一時的に子どもは二つの言葉を混合して使うことはありますが、一つの言語からもう一つの言語への影響は肯定的で、バイリンガルになることは母国語を含めて言語の発達に肯定的な影響を与えることは明らかです。

(文責:永国)

しばてんカレッジ ～アロマテラピー入門「チャレンジ！アロマグッズを作ろう」～

最近、手軽に購入でき楽しめるようになったアロマテラピー。そのアロマグッズを自分で作ってみませんか？今回は全2回にわたり開催いたします。どれか一つだけでも参加できますので、お友達も誘ってお気軽にご参加ください。

講師：AEAJ認定アロマテラピーアドバイザー

和田 真理

定員：各回8名

申込み：電話にて受け付けております。

TEL 088-833-0022

日程	時間	内容	場所	参加費	申込み締切
11月8日(火)	午後6:30～ 午後8:30	化粧水と フェイスクリーム	教育センター分館 南棟2階 中講義室 有	2000円 (材料費を含む)	10月28日(金) 午後5:00まで
11月15日(火)	午後6:30～ 午後8:30	ボマnderと リップクリーム	教育センター分館 南棟2階 中講義室 有	1000円 (材料費を含む)	11月4日(金) 午後5:00まで

歴史ガイド指導者養成講座

— 古文書解読の基礎講座 —

野の石碑を読む

桂浜公園一帯は、長宗我部元親の最後の居城であった浦戸城址とその城下町。そこには、歴史を語る石碑が多くあります。遠州掛川より入国してきた山内一豊に抵抗した一領具足の悲劇を謳いあげた土井晩翠の詩碑。その他龍馬にちなむ記念碑も数多くあります。

秋の一日。ハイキング気分で参加下さい。

日時：11月12日(土曜) 午後1時～4時

集合：午後1時 坂本龍馬記念館

案内役：岩崎 義郎先生

参加料：無料

お申込：下記の電話・FAXにて受け付けております。

TEL088 (833) 0022 FAX (833) 0023

お知らせ 家庭教育アニメーターの集い(安芸地区)

家庭教育アニメーターの集いを安芸市で開催します。家庭教育にご興味のある方やお悩みを抱えている方でしたらどなたでも参加できます。

テーマ：子どもたちの「生と性」を考える

講師：二宮 久美(高知県高等学校PTA連合会会長)

日時：平成17年11月27日(日)

午後1時30分～3時まで

場所：安芸市女性の家(安芸市矢ノ丸3-12-27)

参加費：無料

申込み：当日でも受付しますが、できる限り事前に申し込みをしてください。

下記の電話・FAX・電子メールにて受け付けています。

TEL 088-833-0022 FAX 088-833-0023

電子メール info@kolec.jp

コース

浦戸城 本丸、石垣、天守台跡→縄張り、掘り切り→(浦戸大橋)→一領具足供養の碑、六体地藏→宇賀神社→(南浦)→(掘り割り坂)→(浦戸港)→稲荷神社、安政地震の碑→片岡半斎墓→戎神社、桂濱学園の碑→(みやげ物店)→砲台跡→龍頭岬(坂本龍馬像、高知高校校歌、豪気節、吉井勇歌碑)→坂本龍馬顕彰碑(板垣退助、細川潤次郎)、田中桃葉貢太郎碑→大町桂月→横山黄木詩碑→川田鉄弥・浦戸城址の碑→高浜虚子歌碑→坂本龍馬記念館→民宿「浦戸」

午後4時～5時 散策まとめ 民宿「浦戸」

午後5時より懇親会(会費5千円)

* 懇親会に参加された方のために、午後7時高知市内行き専用バスが出ます。



発行 2005年11月8日

NPO高知県生涯学習支援センター(KOLEC)

〒780-8031

高知市大原町132番地(教育センター分館内)

電話 088-833-0022 FAX 088-833-0023

KOLEC 電話進路相談の電話 088-833-0086

電子メール info@kolec.jp

URL http://www.kolec.jp

発行人 理事長 山本晋平

編集 NPO KOLEC編集室/印刷 中島出版印刷

